

## 沖縄振興に関わる最近のトピックス

- ・「アジア青年の家構想について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1  
－5/15 内閣府沖縄担当部局－
  
- ・「長期戦略指針イノベーション25のポイント」・・・・・・・・・・P2  
－5/25 イノベーション25戦略会議－
  
- ・「アジアゲートウェイ構想の概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3  
－5/16 アジアゲートウェイ戦略会議－
  
- ・「国土形成計画（全国計画）に関する報告（素案）の構成図」・・・・・・・・P4  
－4/6 国土審議会第23回計画部会－
  
- ・「観光立国推進基本計画（案）概要版」・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5  
－6月 国土交通省－
  
- ・沖縄産酒類振興・消費拡大懇話会について・・・・・・・・・・P6、リーフレット  
－5月 内閣府沖縄担当部局－

# 「アジア青年の家」構想について

平成19年5月15日  
内閣府沖縄担当部局

## 1 目的

内閣府では、今後の沖縄振興における重点施策として、沖縄振興計画後期展望でも重点課題として取り上げられたとおり、「人材育成」に力を入れることとしており、そうした中で、今回の事業は、沖縄の若年層をターゲットとする人材育成施策の一つとして行うもの。

## 2 事業概要

沖縄の若者と沖縄以外の日本各地の若者、更にはASEAN諸国を中心としたアジア各国の若者が、万国津梁ばんこくしんりょうの地であり、科学技術・IT技術の進展を目指す沖縄に一同に会し、一定期間の共同生活による共通体験等を行い、

- ・ 沖縄の若者をはじめとした日本の若者に、イノベーションマインド、多様性を受け入れる開かれたところの醸成を図る
- ・ 日本やアジアの若者に、沖縄の魅力を再発見してもらう

こととなり、イノベーション力をはじめとした青少年の人材育成を第一の目的としつつ、沖縄の科学技術振興、国際交流拠点としての地位確保が図られるとともに、沖縄の観光振興にも資する事業。

## 3 具体的な内容

合宿・ホームステイ、体験学習、科学技術・IT体験等を沖縄各地で実施。

更に具体的な内容等については、本事業推進のための有識者検討会議を来月にも立ち上げ、同会議を中心に検討を具体的に進める予定。

## 4 時期・規模

- ・ 2008年度の夏休み期間に第1回を実施（約1か月間程度を予定）。
- ・ 沖縄、沖縄以外の日本、アジア各国（※）の若者を各50人程度参集予定。  
※⇒タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの15か国を対象とする予定

# 長期戦略指針「イノベーション25」のポイント

## ☆ 特徴

- 2025年までを見据えた20年にわたる長期戦略
- 「社会システム」と「科学技術」の一体的戦略
- 世界のリーダーの一員としての戦略

人口減少下でも技術革新、新しいアイデア、ビジネスなどによるイノベーションで持続的成長と豊かな社会を実現

## ☆ イノベーションで拓く2025年の日本

<b>生涯健康な社会</b>	・睡眠時等の常時健康診断や生活習慣の改善を通じた予防医療が個人レベルで実施可能 ・再生医療技術、高度介護ロボット、対認知症特効薬等のおかげで「寝たきり」病人が激減
<b>安全・安心な社会</b>	・多くの建造物が長寿命化・高容積化するとともに災害に強く住みやすい住宅づくり・街づくり ・地震、津波等の自然災害時においても高度な予測技術・災害情報ネットワークにより被害が減少
<b>多様な人生を送れる社会</b>	・テレワークの普及により、自宅で仕事をしながら子育てができる生活が普及 ・人工知能ロボットにより、家事・育児にかかる時間を自分の時間として持つことが可能
<b>世界的課題解決に貢献する社会</b>	・省資源・省エネ等世界トップレベルの技術を活用し、地球規模の環境問題の改善に貢献 ・環境ビジネスの拡大により日本企業の国際競争力向上し、アジアの若者が日本で環境を学ぶ
<b>世界に開かれた社会</b>	・自動翻訳機の普及等により、あらゆる国の人々とのコミュニケーションが可能 ・バーチャルリアリティ技術が進化し、海外の文化・歴史遺産などを家に居ながら現実社会を実感

## ☆ 施策

### 政策ロードマップの重点

#### 社会システムの改革戦略

← 一体的推進 →

#### 技術革新戦略ロードマップ

短期146項目、中長期28項目、計174項目で改革推進

イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備(社会制度、人材など)

#### 早急に取り組むべき課題

#### 中長期的に取り組むべき課題

##### イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

- ・ロボットによる生活支援、電波の二次取引等新サービス促進のための規制見直しを含む環境整備
- ・デジタル・コンテンツ流通促進の法制度整備
- ・育児休業取得の円滑化対策等ワークライフ・バランス実現のための環境整備
- ・住宅の長寿命化(200年住宅)を目指した維持管理システム等の構築
- ・テレワーク推進に向けた労働関連制度整備
- ・「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早期実現
- ・地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化への支援
- 環境・エネルギー等日本の科学技術力による成長と国際貢献
  - ・「美しい星50」に基づいた気候変動問題でのイニシアチブの発揮
  - ・環境リーダーの育成等科学技術外交の強化

##### 次世代投資の充実と強化

- ・若手研究者向け競争的資金の充実・強化
- ・研究資金供給に関する各府省、各機関の制度のシームレス化
- ・海外からの高度人材の移入に資する在留期間の見直し
- ・留学等、若者の海外交流の充実
- ・特別免許状の活用により多くの理工系人材を教員として登用する等による理数教育の充実

##### 大学改革

- ・大学の研究と教育両面にわたる国際競争力の強化
- ・学生の募集単位の大きくくり化、複数専攻制度の導入等文系・理系区分の見直し
- ・海外の大学・大学院との単位互換等を通じた世界に開かれた大学づくり

##### 国民の意識改革の促進

- ・表彰制度等、各種普及・啓発活動の検討・実施

##### 生涯健康な社会形成

- ・治療重点の医療から予防・健康増進を重視する保健医療体系への転換

##### 安全・安心な社会形成

- ・高度道路交通システム(ITS)の導入・普及のための利用環境整備

##### 多様な人生を送れる社会形成

- ・テレワークの定着化(本格化)のための関連制度構築

##### 世界的課題解決に貢献する社会形成

- ・「美しい星50」に基づいた「革新的技術の開発」と「低炭素社会づくり」による実効ある温暖化対策の国際的取組の推進

##### 世界に開かれた社会形成

- ・国境を越えた頭脳の円滑な移動のための仕組みの検討

##### 共通の課題

- ・情報検索技術の進展に伴う関連制度の検討
- ・ユビキタスネットワークや民生用ロボットの本格普及に向けた環境整備

#### 社会還元を加速するプロジェクトの推進

- イノベーションを国民が実感することができるよう、特区制度等を活用し、官民協力・府省融合による実証プロジェクトを実施
- ・災害情報通信システム
  - ・高度道路交通システム
  - ・在宅での医療・介護 等

#### 分野別の戦略的な研究開発の推進

ライフサイエンス、ナノテクノロジーなど分野毎に研究開発ロードマップを策定し、戦略的に推進

#### 意欲的・挑戦的な基礎研究の推進

#### イノベーションを担う研究開発体制の強化

- ・研究開発独立行政法人の研究開発力の強化に向けた制度改革
- ・民間の研究開発の促進

## ☆ 推進体制

長期戦略指針「イノベーション25」に基づくイノベーション政策を推進するため、政府内にイノベーション推進本部を設置

# アジア・ゲートウェイ構想の概要

## 問題意識

- 21世紀はアジアの時代。日本とアジアの関係も進化(「アジアの中の日本」へ)。
- 人口減少を迎えた日本として、スピード感を持って国をオープンにし、海外の活力を取り込むことが必要。
- アジアとの経済関係強化や人的・知的・文化的交流は、政治外交的にも重要。

## 構想の目的

1. アジアの成長と活力を日本に取り込み、新たな「創造と成長」を実現する
2. アジアの発展と地域秩序に責任ある役割を果たす
3. 魅力があり、信頼され、尊敬される「美しい国」を目指す

## 基本理念

1. 『開放的で魅力ある日本を創る』  
～ 訪れたい、学びたい、働きたい、住みたい国に
2. 『開かれたアジアを共に創る』  
～ 経済を中核とした開放的な地域秩序の維持・進化
3. 『互いを尊重し、共に生きる』  
～ 多様性を前提に相互理解・相互信頼の関係を構築

## 「最重要項目10」のポイント

### 1. 「航空自由化(アジア・オープンスカイ)」に向けた航空政策の転換

- ・関西国際空港・中部国際空港は、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便ができるよう「航空自由化」を推進。
- ・地方空港も自由化を進め、手続も、安全の確認等を除いて実質的に届出化。
- ・羽田空港は、深夜早朝の活用、国際チャーター機の就航を進め、拡張前でも国際化。
- ・羽田拡張後は、距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、ふさわしい路線を検討。

### 2. 「貿易手続改革プログラム」の着実な実施

- ・通関等の貿易手続を国際的に通用する簡素で効率的なものとするため、工程表も含めた改革プログラムを官民で初めて策定。
- ・少なくとも平成21年度末まで、内閣の重要課題として、政府全体で毎年度改訂。

### 3. アジア高産人材ネットワークのハブを目指した留学生政策の再構築

- ・受入シェアの確保(世界の5%程度)、産学連携の推進、海外現地機能の強化等、「新たな留学生戦略策定」に向けた基本方針を提示。

### 4. 世界に開かれた大学づくり

- ・大学の国際化に関する全国調査の継続実施、競争的な資金配分の抜本的拡充、国際化の評価の充実等を推進。

### 5. アジアの利用者にとって最も魅力的な金融資本市場の構築

- ・預託証券(JDR)等の活用、英文開示の促進、プロ向け市場の創設、規制・監督の充実・透明性向上など、10の改革を提案。

### 6. グローバル化の中で成長する農業への変革

- ・企業家精神を核にした農業の活性化を図るため、①企業家精神を有する農業経営者の経営展開の促進、②農地政策の改革、③中山間地域の活性化、④EPA交渉等を通じた農業・食品産業の国際展開のための環境整備に取り組む。

### 7. アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)の創設

- ・地域が「知恵と工夫」により個性的な魅力の世界に発信できるよう、構造改革特区制度を有効活用。

### 8. 「日本文化産業戦略」に基づく具体的な政策の推進

- ・日本の文化産業を育む感性豊かな土壌の充実と戦略的な発信に向けた基本的考え方を戦略としてとりまとめ。
- ・今後、同戦略に基づき、日本文化の国際競争力・情報発信力強化に取り組み。

### 9. 日本の魅力の海外発信

- ・世界が憧れる日本の表現者、日本の魅力の向上・発信に貢献した外国人等を総理大臣自らが表彰・顕彰する制度を構築。
- ・世界の人々に「今の日本」の魅力を感じてもらおう体感スペースを、「ジャパン・クリエイティブ・センター」(仮称)として海外に設立。

### 10. アジア共通課題に関する協力・研究の中核機能の強化

- ・環境・エネルギー等の共通課題の解決に向け、国際会議の開催、国際共同研究の実施、国際機関への専門家派遣等を推進。

# 国土形成計画（全国計画）に関する報告（素案）の構成図

## 第1部 計画の基本的考え方

### 第1章 時代の潮流と国土政策上の課題

#### <経済社会情勢の大転換>

・本格的な人口減少社会の到来、高齢化の進展  
 ・グローバル化と東アジアの経済発展  
 ・情報通信技術の発達

#### <国民の価値観の変化・多様化>

・安全・安心、環境や美しさ、文化に対する国民意識の高まり  
 ・ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長

#### <国土をめぐる状況>

・一極一軸型国土構造の現状（引き続き東京・太平洋ベルトへの集中、新たな成長戦略の必要性）  
 ・地域の自立的発展に向けた環境の進展（東アジアとの直接交流機会の増大等）、都道府県を越える広域的課題の増加  
 ・人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性（国土のひずみの解消と質の向上）

### 第2章 新時代の国土構造の構築

#### <新しい国土像>

「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」

・各広域ブロックが、東アジア等との交流・連携、資源を生かした特色ある地域戦略の展開により、成長力を強化  
 ・地域間の相互関係を維持発展させつつ、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を再構築  
 ・このため、成長エンジンとなる都市・産業の強化、ブロック内外の交流・連携の促進、多様な主体の協働による地域力の結集

#### <自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働>

・広域地方計画の策定  
 ・官民による地域戦略を支え実現する支援等国の総合的支援  
 ・地方分権等の環境整備

#### <計画期間>

・今後概ね10ヶ年間

### 第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

（グローバル化や人口減少に対応する国土の形成）

（安全で美しい国土の再構築と継承）

#### (1) 世界に発展するシームレスアジアの形成

- ① 東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化
- ② 東アジアとの交流・連携の推進
- ③ シームレスなアジアの形成とアジア・ゲートウェイを支える国土基盤の形成

#### (3) 災害に強いしなやかな国土の形成

- ① 減災の観点も重視した災害対策の推進
- ② 災害に強い国土構造への再構築

#### (2) 持続可能な地域の形成

- ① 持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
- ② 地域資源を生かした産業の活性化
- ③ 美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
- ④ 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

#### (4) 美しい国土の管理と継承

- ① 循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成
- ② 流域圏における国土利用と水循環系の管理
- ③ 海域の適正な利用と保全
- ④ 魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

#### (5) 「新たな公」を基軸とする地域づくり（横断的視点）

- ① 「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム
- ② 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

### 第4章 計画の効果的推進

- (1) 国土基盤投資の方向性
- (2) 国土情報の整備・活用と計画のモニタリング
- (3) 計画関連諸制度の点検等
- (4) 国土利用計画との連携

## 第2部 分野別施策の基本的方向

### 第1章 地域の整備

- (1) 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保（中古住宅市場整備等）
- (2) 暮らしやすく活力ある都市圏の形成（集約型都市構造、医療等の連携等）
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成（集落機能の維持・再生等）
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進（二地域居住等）
- (5) 地理的・自然的・社会的条件の厳しい地域への対応

### 第2章 産業

- (1) イノベーションを支える科学技術の充実（科学技術基盤の強化等）
- (2) 地域を支える活力ある産業・雇用の創出（魅力ある企業立地環境整備等）
- (3) 食料等の安定供給と農林水産業の展開（担い手育成・確保、輸出促進等）
- (4) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現とその発信

### 第3章 文化及び観光

- (1) 文化が育む豊かで活力ある地域社会（新しい日本文化の創造・発信等）
- (2) 観光振興による地域の活性化（国際競争力のある観光地づくり等）

### 第4章 交通・情報通信体系

- (1) 総合的な国際交通・情報通信体系の構築（広域ブロックゲートウェイ等）
- (2) 地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通体系の構築
- (3) 地域交通・情報通信体系の構築（ユビキタスネットワーク基盤等）

### 第5章 防災

- (1) 総合的な災害対策の推進（減災、交通・情報通信のレジリエンス強化等）
- (2) 様々な自然災害に的確に対応するための具体的施策

### 第6章 国土資源及び海域の利用と保全

- (1) 流域圏に着目した国土管理（総合的土砂管理等）
- (2) 安全・安心な水資源確保と利用（渇水に強い地域づくり等）
- (3) 次世代に引き継ぐ美しい森林（担い手育成・確保等）
- (4) 農用地等の利用の増進（農地の効率的利用等）
- (5) 海域の利用と保全（沿岸域圏の管理等）
- (6) 「国土の国民的経営」に向けた施策展開

### 第7章 環境保全及び景観形成

- (1) 人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築（温暖化対策等）
- (2) 健全な生態系の維持・形成（広域的なエコネットの形成等）
- (3) 良好な景観等の保全・形成（地域の個性ある景観の形成等）

### 第8章 「新たな公」による地域づくりの実現

- (1) 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備（中間支援組織の育成等）
- (2) 多様な主体による国土基盤のマネジメント
- (3) 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

## 第3部 広域地方計画の策定・推進

### 第1章 基本的考え方

- ・広域ブロックごとの特色ある施策展開
- ・広域地方計画協議会を通じた地域の関係主体の協働
- ・北海道総合開発計画及び沖縄振興計画との連携

### 第2章 独自性のある広域地方計画の策定

- (1) 策定にあたって必要な検討事項
  - ① 地域の現状分析に基づく地域特性の把握
  - ② 地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案
  - ③ 重点的・選択的な資源投入
- (2) 地域戦略の立案にあたっての視点
  - ① 国土上の自らの位置付けと東アジアでの独自性の発現
  - ② 特性を踏まえた域内の各都市・地域の連携方策
  - ③ 全国共通の課題に対するブロック独自の対応策
  - ④ それぞれの広域ブロック固有の課題への取組

# 観光立国推進基本計画 (案)

## 概要版

平成19年6月

※ 本案はパブリックコメントの募集中のものであり、今後、変更があり得る。

## 第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

### ○ 基本的な方針

- ①観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大。また、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展。
- ②将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進。
- ③地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現。
- ④国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、観光の発展により、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献。

### ○ 計画期間

5年間

## 第2 観光立国の実現に関する目標

### 1. 観光立国の実現のための基本的な目標

○ 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。

【平成18年：733万人】

○ 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。

【平成17年：168件】

○ 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やし、年間4泊にすることを目標とする。

【平成18年度：2.77泊】

○ 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。

【平成18年：1,753万人】

○ 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。

【平成17年度：24.4兆円】

## 2. 「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標

○ 国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組を奨励するとともに、他の参考となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

○ 良好な景観の形成について、景観法に基づき、市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定等を推進し、社会資本整備重点計画に目標が掲げられた場合、それを達成する。また、重要文化的景観の保全に関する活動を奨励する。さらに、道路の無電柱化率を平成19年度までに15%に高めることを目標とし、電線類の地中化等を進める。

【平成17年度：道路の無電柱化率11%】

(参考) 平成19年度当初：景観計画を策定している景観行政団体数44

○ 東京国際空港（以下「羽田空港」）について、新たに四本目の滑走路を平成22年10月末までに整備する。成田国際空港（以下「成田空港」）について、平行滑走路を平成21年度末までに延伸する。関西国際空港について、二本目の滑走路を整備し、完全24時間空港として活用を図る。また、すべての国際拠点空港と都心部間のアクセス所要時間を平成22年度までに30分台にすることを目指し、鉄道の整備を進める。さらに、平成19年度までに拠点的な空港・港湾への道路アクセス率を68%とし、隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連結されている割合を77%とし、道路渋滞による損失時間を38.1億人時間から約1割削減することをそれぞれ目標とし、道路の整備を進める。

【平成17年度：アクセス率66%、改良済みの国道74%、損失時間約8%削減】

## 3. 「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標

[再掲]

○ 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。

【平成17年度：24.4兆円】

○ 観光産業の高度化を図るため、観光関係学会等の活動の充実を奨励するとともに、高等教育段階において観光の振興に寄与する人材の育成を促進する。

(参考) 平成18年度：大学の観光関係学部・学科の定員：約3,000人

○ 観光マネジメントの強化を図るため、関係業界と連携しつつ、観光関係業種における技能評価・資格制度の導入を奨励することにより、観光事業従事者



のインセンティブの向上等を図る。

【平成 18 年度：4 業種 8 件】

- 通訳案内士の登録人数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 15,000 人（地域限定通訳案内士を含む）とすることを目標とする。また、ボランティアガイドの数を平成 23 年までに概ね 5 割増やして 47,000 人とすることを目標とする。

【平成 18 年：通訳案内士 10,241 人、ボランティアガイド 31,301 人】

#### 4. 「国際観光の振興」に関する目標

〔一部再掲〕

- 訪日外国人旅行者数を平成 22 年までに 1,000 万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを旨とする。  
そのため、ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化を図ることとし、その際、市場のニーズに的確に対応して、我が国の自然、歴史、伝統、食文化、ポップカルチャー、産業等の豊かな観光資源の発信を強力に展開する。

【平成 18 年：733 万人】

〔再掲〕

- 我が国における国際会議の開催件数を平成 23 年までに 5 割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。

【平成 17 年：168 件】

- 我が国の学校等を訪れ児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指すなど、我が国青少年の国際交流を推進する。

【平成 16 年度：4 万人】

- 出入国手続の迅速化・円滑化を図り、外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にすることを目標とする。

【平成 18 年 10 月：成田国際空港では約 28 分】

注) 出入国管理及び難民認定法に基づき、平成 19 年秋に、外国人が上陸審査を受ける際に指紋等の個人識別情報を電磁的方式によって提供することが義務づけられることとなっている。

- 外国語での対応が可能な「ビジットジャパン案内所」を平成 23 年度までに 300 ヶ所に倍増することを目標とする。

【平成 18 年度末：155 ヶ所】

- 博物館、美術館、国立公園のビジターセンター等の主要な観光施設のうち、国・独立行政法人が設置したものの全てについて案内・表示を複数言語で行う

こととし、その他の主体が設置したものについても複数言語化を奨励する。

【平成 17 年度：39%】

〔再掲〕

○ 日本人の海外旅行者数を平成 22 年までに 2,000 万人に増やし、国際相互交流を拡大させる。

【平成 18 年：1,753 万人】

○ 発展途上国等の観光振興に協力する観点から、日本人海外旅行者の戦略的なディスティネーション開発を奨励する。

○ 諸外国との観光交流年等を毎年 2 件程度設定することを目標とし、諸外国との相互交流の拡大を目指す。

【平成 17 年度：1 件、平成 18 年度：3 件】

○ 航空自由化（アジア・オープンスカイ）による戦略的な国際航空ネットワークの構築を図るとともに、羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の 24 時間化を図る。

#### 5. 「観光旅行の促進のための環境の整備」に関する目標

○ 有給休暇の取得を促進し、取得率の向上を目指すとともに、企業等の優れた取組の紹介等を行う。

【平成 17 年：47.1%】

○ 小・中学校の秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業など、学校休業の多様化と柔軟化を進める。

【三学期制以外の学期制を採用している学校の割合

平成 16 年度：小学校 9.5%、中学校 10.5%

平成 17 年度：小学校 14.0%、中学校 15.3%】

○ 国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るための広報活動を行って、国民全体の意識喚起を図るとともに、地域の魅力や観光の意義に関する子供たちの理解を増進するための活動を奨励する。

【平成 18 年度：必要な教材を作成している事例 2 件（宮崎県、沖縄県）】

○ 観光関係功労者を表彰する制度について、平成 20 年度までに対象を拡大する。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、旅客施設・車両等、道路、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化を

以下のとおり計画的に推進する。

- ・原則として1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設のすべてについて平成22年までにバリアフリー化。また、これ以外の旅客施設についても、地域の実情にかんがみ、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化。
- ・鉄道車両及び軌道車両の約50%、バス車両の約30%、船舶の約50%、航空機の約65%について平成22年までにバリアフリー化。
- ・原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路及びすべての当該道路における信号機等について平成22年までにバリアフリー化。
- ・都市公園における園路及び広場の約45%、駐車場の約35%、便所の約30%について平成22年までにバリアフリー化。
- ・特定路外駐車場の約40%について平成22年までにバリアフリー化。
- ・不特定多数の者等が利用する一定の建築物の約50%について平成22年までにバリアフリー化。

○ 体験型、交流型等の特色を有する新たな形態の旅行の開拓とその普及を進めるため、平成19年度に旅行商品の創出と流通を促進するデータベースを構築するとともに、円滑化のための方策を講じる。

○ 屋外広告物法の活用により各地方公共団体による違反屋外広告物の一斉パトロール等違反屋外広告物の是正対策を促進する。

### 第3 観光立国の実現に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

上記の目標を達成するための具体的な施策を記述。

### 第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

#### 1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光立国の実現のため、

国は、施策を総合的に策定・実施し、全体的な立場から民間等の取組を支援するトータルコーディネーター役を担うとともに、我が国の魅力を発信して外国人を我が国に惹きつける。

地方公共団体は、地域の特性を生かした施策を策定・実施し、魅力ある観光地の形成を進める民間の活動の支援とそれと一体となったまちづくりを

推進するほか、その魅力を発信して訪日外国人や国民の観光旅行を促進する。

住民は、「もてなしの心」を持って、観光旅行者を迎え、ホスピタリティーあふれる魅力ある観光地の形成に努力する。

観光事業者は、良質なサービスを提供して人々を観光旅行に誘ない、その満足度を高める。また、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、魅力ある観光地の形成に貢献するよう努力する。

そして観光旅行者は、訪れる地の文化・歴史等に対する理解を深めるよう努め、それらを尊重する。また、持続的な観光の発展のため、観光資源・観光施設等や観光地の魅力を永く保つよう努める。

また、観光振興によるまちづくりを進めるため、その担い手である地方公共団体、住民、観光事業者、観光協会、NPO等は相互に密接に連携・協力する。

## 2. 政府が一体となった施策の推進

関係省庁や政府関係機関は緊密な連携・協働を図る。また、観光立国推進基本法制定時の国会における決議及び附帯決議と、政府を挙げた行政改革の取組の趣旨を踏まえつつ、観光立国推進施策の推進体制の強化について検討することとする。

## 3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

基本計画に定められた目標の達成状況及び施策の推進状況について、毎年度その点検を行うとともに、基本計画について、おおむね3年後を目途に見直しを行う。

## 4. 地域単位の計画の策定

この基本計画を踏まえ、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画の策定が望まれる。この地域単位の計画については、関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行う。